

専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

1. 概要

令和8年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正が必要なため、安芸高田市税条例の一部を改正した。

2. 主な改正点

(1) 市民税関係

ア 給与所得控除額の引き上げ（令和9年度から適用）

給与所得控除の最低保障額を74万円（現行：65万円）に引き上げる。

見直し前	見直し後
65万円	74万円（引き上げ額のうち、5万円は2年間の時限措置）

イ 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ（令和9年度から適用）

同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。

(2) 軽自動車税関係

環境性能割の廃止（令和8年4月1日施行）

令和8年4月1日に軽自動車税環境性能割を廃止し、これに伴い種別割の名称を「軽自動車種別割」から「軽自動車税」に変更する。

(3) 固定資産税関係

固定資産税の免税点の見直し（令和9年度から適用）

固定資産税が賦課されない免税点基準を、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に見直す。（土地は据え置き）